

第 61 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 8 月 5 日（水） 9 : 57 ~ 12 : 11

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 平成 26 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 平成 26 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

資料 1 から資料 5 に沿って担当府省からの説明後、それぞれ質疑応答が以下のとおり行われた。

ア 医療、福祉及び介護を含む厚生労働統計について

厚生労働省から資料 1 に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・厚生労働省の統計の全体像が把握でき、利用者にとって分かりやすくなった。今後、他府省でも分かりやすい情報提供をお願いしたい。
- ・利用者の利便性は大変向上したと思うが、「分野」の整理について、「1. 人口・世帯」

の中分類に「1. 1人口」「1. 2. 人口動態」があるがこれらの概念は被っており、また、「1. 1人口」に区分されている「人口移動調査」と「出生動向基本調査」は動態であることから、「1. 1人口動態」に整理し、残りの「世帯動態調査」と「全国家庭動向調査」を「1. 2世帯・家庭」と整理してはどうか。また「7・雇用」については、雇用は、労働の一形態であり「家内労働」は「雇用」なのか疑問であるためより広く「7. 労働・雇用」としてはどうか。

- ・利用者の利便性向上への取組は全府省を挙げて行うことが望ましく、「分野」について整合性を図った上でe-Statに同様の資料を全府省的に掲載できないか。また、厚生労働省の分野名の立て方については、利用者の観点から分かりやすくなるよう検討していただきたい。
 - ・別紙3（特徴的な調査事項、統計指標を記載した資料）は、利用者にとってその目的に応じた統計指標等が即座に分かるため、できるだけ早期に作成していただきたい。
 - ・このような形で体系図ができたことは大変良いことである。以前サービス産業を中心にした「統計マップ」というものがあったが、その後かなり状況は変わっているので、産業・企業関係の統計についても、このような体系図ができれば大変有用である。また、基幹統計と一般統計の区別もあればより便利である。
- 今回の作成にあたり、厚生労働行政・統計という観点からは、人口動態統計について国民からの照会が非常に多いことから、「人口動態」項目と「人口」項目とに分けて整理したが、皆様の御意見も考慮しながらより良いものに見直すべく検討していきたい。

（まとめ）

厚生労働省が、整理する対象を業務統計を含む所管する統計全体にまで広げ、分野別、調査対象別に整理したことは、一覧性を高めた取組であり、課題への対応としては非常に高く評価できる。また今後も、それぞれの分野の調査毎に主な調査事項、統計指標を掲載した資料を作成するとの説明があり、利便性を高める取組であると認識している。ただし、体系図は、省庁内での整理に基づくという視点だけではなく、省庁を特に意識している訳ではない一般の統計利用者が、知りたい統計を見つけやすいという、わかりやすさの向上を中心に考えて作成する必要がある。また、このような体系図の取組は全府省的に行っていただきたい。なお、体系図の作成に当り、過去に整理をしたもので活用できるものは活用されたい。それぞれ厚生労働省と総務省で検討していただきたい。

イ 同一企業内における雇用形態転換数の推計について

総務省統計局から資料2に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・この検討はこれで結構だが、課題自体は非常に重要であり、状況を把握する方法を

今後検討された方がよいのではないか。

→第Ⅰ期基本計画期間の取組として、同一企業内で「雇用期間の定め有り」から「無し」に切り替えられた者については、雇用動向調査で把握されている。雇用形態の転換の把握というのは重要なテーマであり、政策・研究ニーズに応じながら進めていくことが重要である。

- ・今回の検討は世帯系の調査で把握しようとする、無理があったということ。雇用動向調査は事業所系の調査であり、同一企業内における雇用形態の転換数の推計について正確に捉えるのは、むしろ事業所・企業からのアプローチの方がよりの確である。

(まとめ)

本事項は、同一企業内での雇用形態の転換数を、労働力調査の同一世帯における前月と当月での呼称と勤め先の名称のマッチングにより推計しようとするもので、総務省ではその集計・公表に係る業務量、コストも含めて検証した。その結果として、労働力調査では、精度の確保の面とともに業務量の面から限界があり、労働力調査によって同一企業内の雇用形態の転換を把握・公表していくことは困難との結論であり、この対応については妥当である。ただし、同一企業内の雇用形態の転換数は事業所・企業系調査からの把握は可能であるため、引き続きこれらの調査による把握が重要である。

ウ 生産・分配GDP四半期推計について

内閣府から資料3に基づき説明が行われた。

主な発言は以下の通り。

- ・三面からのGDP推計値は、多くの先進国が推計・公表しており、経済の多面的な分析にも役立つことから、公表に向けて鋭意取り組んでいただきたい。内閣府の取組は重要であり、評価できると考える。

三面からのGDP四半期推計においては、支出面、生産面、分配面の実際の推計値にかい離が生じると思われ、そのかい離の解釈がポイントの一つ。理論上は生産側、支出側、分配側の推計値が一致するが、実際には推計する際の基礎統計が違っているので、かい離が生じるのは不自然ではない。このかい離への対処として、今の日本ではかい離があっても割り切るしかない。何故なら、現行のQEである支出側推計がその後かなりリバイズされる傾向にあり、その推計方法自体がいろいろな検討余地、課題があるためである。支出側の推計値に、無理に生産側、分配側の推計値を合わせてしまうと、それらの推計値が本来持つ情報価値が無くなってしまう。推計に用いた基礎資料や推計方法を十分に情報開示すれば、ユーザーが理解・分析することが可能であると思われる。三面からのGDP四半期推計を通じて、支出側の推計方法の一段の改善につながることを期待したい。

- ・三面からの四半期推計値の平均値を公表値とする、あるいは残差を調整する等、

バランスングを行っている国も少なくないが、四半期速報でバランスングを行うと、生産側、分配側の推計値が持つ情報量が損なわれてしまいかねない。参考系列として、三面からの推計値を全て公表する中で、ユーザーとの対話を進めて望ましい公表方式を検討する方が良い。

- ・内閣府は十分な検討を行っており、その取組は評価できる。公表時期は平成 28 年度の基準改訂後となっているが、08SNAへの移行を踏まえて実施するとの理解で良いか。
- 参考系列の公表時期は基準改定後であるので、参考系列は新基準に対応した形での推計方法を確立した上で公表したい。
- ・三面からの四半期推計値を公表する際には、遡及はどの程度の期間行うのか。
- まだ検討していないが、年次推計で遡及する範囲となるべく合わせる方向で考えることとなろう。季節調整を行うためにも、ある程度十分な期間のデータが必要になる。

(まとめ)

生産面や分配面を含む三面のGDPや、家計の所得・貯蓄の四半期推計については、主要先進国でも整備が進んでおり、政策的にも国際的にも重要な情報を提供するものとする。平成 26 年度において、本件について内閣府は第Ⅱ期基本計画に沿った検討作業を進めたものと評価できる。

今後の検討においては、以下の点が重要であるとする。まず、三面の推計値の乖離という点である。諸外国ではバランスングを行う事例もあるが、情報量が多い方が望ましいとの観点から、三面からのGDP推計値をそのまま公表することが望ましいとの意見が本委員会では大勢であり、内閣府において、三面推計の結果の公表方法を十分に検討する必要がある。次に、公表時には基礎資料や推計方法の情報開示等の広報が極めて重要であり、その対応も内閣府では十分に検討する必要がある。資料の暫定試算値を見ると、支出面での推計値と分配面での推計値では、季節調整済前期比のプラスとマイナスの符号が異なるケースが見られる。そうした際には、統計ユーザーに対して十分な情報開示と説明が必要になる。GDP四半期推計は、注目度が非常に高い統計であるので、内閣府では、統計ユーザーに誤解が生じないような参考系列の公表方法と情報開示について、慎重かつ十分に検討する必要がある。

エ 統計リソースの確保・有効活用

総務省政策統括官室及び総務省統計局から資料 4 に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・研修だけでなく、国際経験も含めてどういう形でキャリアを積んでいくかということも、少ないリソースの中で課題となっていくのではないか。
- ・統計職員の数が国も都道府県も 10 年間で 2 割減っているが、どのような工夫が奏

功したか。

→調査自体の見直しもあるが、民間事業者の活用も大きい。

- ・優良な民間事業者を育成するという視点も重要ではないか。また、行政記録情報の活用についてもさらに踏み込んだ検討が必要と思う。
- ・統計職員数を増加させる、又は削減を軽減する努力が必要である。諸外国の統計職員数と比べると圧倒的に少なく、減らせる余地がまだあると誤解されないようにメッセージを発する必要がある。また、日本に限らず諸外国でも一番基本的な統計は、国が直轄あるいは地方公共団体を交えて実施しており、民間事業者の上手な活用は必要だが、国が民間事業者を直接業務管理することは難しい面もあり、過剰な民間委託は避けるべきである。
- ・行革の中で統計職員の削減も例外ではなかったということだが、統計情報の質の確保は重要である。統計には専門性と経験が大切であり、調査の適正を考えて慎重に民間委託する必要がある。
- ・統計職員の減少は、大変厳しい状況であるが、統計調査の質を確保しなければならないという特殊性から考えると、民間事業者の活用に関しては慎重になるべきである。2～3回民間委託を実施すると逆に新規参入者が入りにくい状況があり、公共サービス改革法等の理念とかけ離れた状況となりつつある。これまでの経緯も踏まえ、民間事業者の活用について検討していくべきである。

(まとめ)

統計リソースについては、厳しい状況の中で、各府省がその確保に取り組んでいること、民間事業者を有効活用していることは評価できる。人材育成一般、特に国際的な議論をリードできるような国際的な人材育成は重要であり、研修成果やキャリアパスとして人材の積極的な活用などを図る必要がある。民間事業者の活用は、統計情報コミュニティを大きく強固にしていくという観点で考えることが大事である。単に民間事業者に丸投げすることや、過度に民間事業者に依存することは慎むべきであるが、優秀な民間事業者をどのように育成するのも考えていく必要がある。

オ 公的統計データの二次的利用に係る取組の現状・課題等

総務省政策統括官室から資料5に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・常に幅広く利用者からの意見を聴取し、それを反映したデータ提供、二次利用の環境を考える必要がある。匿名データの提供も現在の2省から増えてほしい。
 - ・オーダーメイド集計の利用条件緩和は、歓迎したい。利用基準を明確にすると利用しやすい。
- 利用目的は「学術研究」よりも広い概念にしたいが、今後、いろいろな方の意見を踏まえながら、詰めていきたい。

- ・可能な限り多くの人々が広く利用できるようにする今回の見直しの方向はとても良い。
- ・提供側も手間暇がかかるので、応分の費用を払ってもらうことを考えてはどうか。
- ・オンサイト利用に関してコンピューターやセキュリティのコストを利用者が負担することは、当然必須ではないか。
- ・オーダーメイド集計の利用条件のルールを改正する際には、細部についての議論が必要。
- ・オンサイト利用に関して、コストは受益者が負担する必要がある一方、受益者負担のみでは成立しないので、委員会としてオンサイト利用をサポートするという意味で、予算措置を政府にお願いしてはどうか。
- ・現在は画面上のデータを盗み取る様々な手法がある。セキュリティの一層の確保方を検討する必要がある。
- ・オンサイト利用が開始したら、従来の目的外利用の「手渡し方式」のように、ユーザーは各自の研究室でデータを利用できなくなるということを明確にしておくべきである。

(まとめ)

オンサイト利用の推進については、総務省で来年度から試行運用開始を強く期待する。そのために必要な予算を確保するとともに、利用者となる学識者との連携を深めることが重要である。また、オンサイト利用を広く普及するためには、学と官の連携が重要であることから、設立予定の「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム（仮称）」などを有効的に活用する必要がある。

オーダーメイド集計は、利用条件が厳しいため、利用が少なくコストが割高になっているので、利用条件の緩和について来年度からの実現を期待する。

オンサイト利用、オーダーメイド集計については、受益者負担の原則を明確にする必要がある。ただし学術利用と民間利用は違うことを踏まえた基準作成の必要がある。

二次的利用推進に当たっては、限られた統計リソースを有効に活用するために、各府省共通の基盤の整備を図り、提供を受ける者に応分の負担を求めつつ、統計委員会の意見や利用者ニーズに対応することが重要である。

(2) その他

次回の基本計画部会は、8月27日（木）10時からの統計委員会終了後、中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>